

証券コード 5122

2025年6月11日

(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷3丁目27番12号

オカモト株式会社

代表取締役 岡本邦彦
社長執行役員

第129回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第129回定時株主総会招集ご通知」及び「第129回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.okamoto-inc.jp/news/ir/okamoto20250603>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」（4頁から5頁まで）に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1. 日 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都文京区本郷3丁目27番12号
当社本社ビル1階 |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第129期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第129期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

本年も株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため総会会場での「招集ご通知」の配布は控えさせていただきますので、当日は本書をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。下記をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご欠席の場合

1 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで有効

2 インターネットによる議決権の行使

詳細は次頁をご参照ください。



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、又は議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分受付分まで有効

当日ご出席の場合

3 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

複数回行使された場合の
議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
→インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合
→最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットによる事前の議決権行使



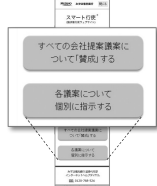
スマートフォン等の場合 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



パソコンの場合 (2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

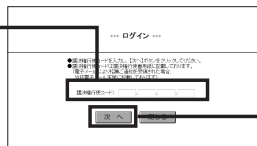
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部



0120-768-524

[受付時間]

平日 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第129期事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、資源・原材料価格の高騰などによる継続的な物価高で一部に足踏みがみられるものの、堅調な企業業績やインバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善により個人消費に持ち直しの動きがみられることなどから、総合的には緩やかに回復しております。一方で、国際情勢では米国の通商政策の行方の不透明性や地政学リスクの高まり及び中国経済の先行きの懸念、国内では物価高による消費者マインドの悪化や人手不足による供給の制約などの可能性から、先行きが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のなか当社グループは、各セクションで事業戦略の遂行を進め競争力の強化に努めました。営業部門では引き続き原材料高を鑑みた価格の適正化を図りつつ、国内外での積極的な活動によりシェアアップに取り組んでまいりました。生産・管理部門では、原材料の安定的な調達や生産効率の更なる改善によるコスト縮減を進めてまいりました。

また、理研コランダム株式会社の完全子会社化の実施、岡山県井原市の新工場・物流倉庫建設の着工、生産・資材管理新システムの導入に向けた準備など、将来を見据えた施策を着実に実行してまいりました。

結果、当連結会計年度における売上高は109,107百万円（前年同期比2.8%増）となりました。営業利益は8,701百万円（前年同期比13.3%減）、経常利益は9,764百万円（前年同期比19.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,674百万円（前年同期比9.7%減）となりました。

各部門別の概況は次のとおりです。

<産業用製品>

一般用フィルムは、価格改定を実施しましたが市況が低迷し売上微減となりました。

工業用フィルムは、滞留していた市場在庫も減少し、ステッカー用が好調で売上増となりました。

建材用フィルムは、価格改定の実施に加え新規商圏の獲得があり売上増となりました。

多層フィルムは、食品包装用、医療用及び工業材料用が堅調で売上増となりました。

壁紙は、住宅着工件数の低迷が継続し売上減となりました。

農業用フィルムは、価格改定の実施に加え新商品の発売があり売上増となりました。

自動車内装材は、中国での日系メーカー生産減少の影響はあったものの、北米市場の好調が継続し売上増となりました。

フレキシブルコンテナは、石油化学向けの需要が減少し売上減となりました。

粘着テープは、包装用テープが堅調に推移し売上増となりました。

工業テープは、眼鏡用及び車輛用が好調に推移し売上増となりました。

食品衛生用品のうち、ラップはスーパーマーケット及び外食関連の新規獲得があり売上増となりました。

食品用手袋は、価格競争が激しく売上減となりました。

食品用脱水・吸水シートであるピッチット製品は、外食向けの好調に加え食品加工向けも堅

調で売上増となりました。

研磨布紙等は、半導体向けの研磨材が得意先の在庫調整により売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は74,628百万円（前年同期比5.1%増）、セグメント利益は1,338百万円（前年同期比38.4%減）となりました。

<生活用品>

コンドームは、新商品の発売及びインバウンド顧客増加により売上増となりました。また、海外は中国景気低迷の影響を受けるも売上は微増でした。

浣腸は、主要小売店での新規定番採用等があり売上増となりました。

除湿剤は、店頭販売が堅調に推移し売上増となりました。

カイロは、当初暖冬傾向でしたが年明けからの気温の低下で店頭販売が増加し前年並みとなりました。

手袋は、家庭用手袋は大手得意先取引減少のため売上減となりました。

医療用手袋は競争激化により売上減となりました。

産業用手袋は価格改定に加え新規獲得もあり売上増となりました。

メディカル製品のうち滅菌機は、市況の落ち着きにより売上減となりました。

ブーツは、市況の低迷に加え価格改定の影響があり売上減となりました。

シューズは、前年度に取り扱いアイテムの整理があり売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は34,237百万円（前年同期比1.8%減）、セグメント利益は9,267百万円（前年同期比4.6%減）となりました。

<その他>

その他事業は、物流受託事業及び太陽光発電事業であります。

当セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）は3,513百万円（前年同期比5.1%増）、セグメント利益は433百万円（前年同期比26.0%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施（無形固定資産を含む支払ベース）いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

当 社 静 岡 工 場 設 備	900百万円
当 社 茨 城 工 場 設 備	625百万円
当 社 福 島 工 場 設 備	200百万円
当 社 つ く ば 工 場 設 備	433百万円
当社本社及び賃貸物件	610百万円
グ ル ー プ 各 社	815百万円
合 計	3,586百万円

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、足元の国内経済は、食料品など非耐久財を中心とした物価高騰によって家計の節約志向が高まっているものの、所得環境は緩やかに改善され、堅調に推移するインバウンド需要、底堅い企業の設備投資への意欲もあり、景気は緩やかに持ち直しています。

しかしながら、国際情勢関連では、米国の通商政策動向が見通せないことから警戒感が強まっており、世界経済の景気後退、地政学的リスクの高まり、為替相場の不安定化などの可能性により、世界経済は以前にも増して不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、製造業たる当社といたしましては、変動的な国際情勢に起因する市況悪化や長期化する原材料価格の高騰に対処し、利益向上を図るために、市場の需要を踏まえ、生産販売数量を増加させること、稼働効率を高めることは不可欠であると認識しております。そのためには、固定観念に囚われず、新素材・新技術の研究開発により新たな市場を開拓し需要を創出することや、少子高齢化社会に対応すべく工場設備の省人化を進めるなど生産体制を最適化することが、喫緊の課題であります。

産業用製品事業においては、主力であるプラスチック製品は、食品・飲料、消費財、自動車、電気・電子などの幅広い業界で製品の消費が世界的に増加しております。一方で、世界レベルでの温室効果ガス削減や環境負荷軽減の動きを踏まえた「脱プラスチック」の影響も重なり、社会的にも3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進が求められております。当社としてもこの状況に対応するために、環境負荷に配慮した新素材の研究やリサイクル素材の活用を視野に入れ、新たな機能性・用途の開発等により細かなニーズの獲得に努めてまいります。加えて、国内工場の一部では生産ラインから製品倉庫までを一気通貫したオートメーション化を進めており、コスト削減及び生産効率改善を推進しております。また、自動車内装材は、米国の関税政策の影響により先行きの不透明感は増しておりますが、あらゆる状況に柔軟に対応すべく、変わり続ける市場ニーズを的確に捉えた新製品の開発や積極的な販売戦略を展開してまいります。

生活用品事業においては、主力であるコンドーム市場は、訪日外国人によるインバウンド需要が活況化しておりますが、日本国内においては少子化の影響もあり、先行きが不透明な状況にあります。今後も、国内ではジェネレーションごとのマーケティング戦略を展開、新商品の上市や店頭での積極的な販促活動を行います。特にZ世代に関しては消費傾向の特性を理解し、効果的なアプローチ方法を図ってまいります。また海外では、引き続き技術力及びブランド力を強化し、現地文化・宗教観・倫理観に則した広告戦略として、ターゲットに沿った効果的なSNSマーケティングを展開することでマーケットシェア拡大に努めてまいります。

その他の生活用品は、既存商品のブランド力の強化を図りながら、近年の市場拡大で注目されているフェムテック分野の商品ラインアップ拡充や各種環境配慮商品の拡販など、多様化する消費者のニーズを踏まえた新商品の開発と新たな販路開拓や積極的な販売戦略に努めてまいります。

全社的には、引き続きサステナビリティに係る対応を経営上の重要課題と認識し、創業以来の創意あふれる技術を結集し、健康的で快適な人間生活に寄与する製品を作り出すことで社会に貢献し、ステークホルダーの皆様により大きな満足を与えることを使命としたサステナビリティ基本方針を掲げて経営を推進してまいります。

環境配慮の面では、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー使用量とCO₂排出量の削減や産業廃棄物の削減・縮小に取り組み、企業としての社会的責任を果たすべく活動してまいり

ます。多種多様なリスクへの対応では、BCP対策として、各既存工場の自然災害対策を図るとともに、新しい生産・物流面の拠点とすべく2024年に着工した岡山工場・倉庫の稼働に向けた準備を進めてまいります。

また、これまでも行っていた人権尊重の取り組みを一層強化するために、2025年3月には「オカモトグループ人権方針」を策定いたしました。本方針に基づき、当社のパーパスである「モノづくりの可能性から、身近な『うれしい』を暮らしと社会に造り続ける。」を実現するため、事業活動にかかわる全ての人々の人権を尊重する取り組みに努めてまいります。

製造業として「安全は、全てに優先する」を理念とし、従業員の安全衛生の確保が企業活動の最重要基盤であると考え、多様な人材が闊達に働ける企業として、全てのステークホルダーが健全な社会生活を送れる企業体であり続けるよう持続的な成長を目指すコーポレート・サステナビリティを実現してまいります。

更に、幅広く株主の皆様の支持を得られるよう、資本コスト・株価を意識した経営に努め、持続的成長が期待できる分野への経営資源の重点配分や事業ポートフォリオの再構築により生産性の向上や収益力の強化を図ってまいります。加えて、サステナブルな企業として中・長期的な視点での企業価値の向上を実現するため、環境、社会、経済の持続可能性に配慮し、各ステークホルダーとの対話・協働と、ガバナンスやリスク管理体制の充実を図り、より透明性の高い経営を行うとともに、それらに関する情報の積極的な開示に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

項 目	単位	第126期 (2022年3月期)	第127期 (2023年3月期)	第128期 (2024年3月期)	第129期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	百万円	89,581	99,076	106,123	109,107
経常利益	百万円	9,310	7,922	12,087	9,764
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	5,577	4,893	7,388	6,674
1株当たり 当期純利益	円	301.32	271.06	420.34	383.35
総資産	百万円	117,560	127,176	143,858	146,134
純資産	百万円	74,916	79,099	91,581	94,464
1株当たり 純資産額	円	3,932.69	4,316.20	5,054.09	5,442.79

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については自己株式数を除いております。
2. 第129期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC	20,598 ^{千米ドル}	100 %	産業用製品の製造・販売
岡 本 (香 港) 有 限 公 司	6,000 ^{千香港ドル}	100 %	産業用製品、シューズ、衣料・スポーツ用品、医療・日用品の販売
オカモト化成品株式会社	33 ^{百万円}	100 %	産業用製品の加工・販売
岡本貿易(深圳)有限公司	4,842 ^{千中国元}	100 %	産業用製品、医療・日用品の販売
広東岡本衛生科技有限公司	3,000 ^{千米ドル}	95 %	コンドームの製造・販売
Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.	80,000 ^{千パーツ}	100 %	コンドームの製造・販売
武漢岡本汽車内飾新材料有限公司	6,000 ^{千米ドル}	100 %	産業用製品の製造・販売
理研コランダム株式会社	50 ^{百万円}	100 %	研磨布紙、OA器材部材の製造・販売、不動産賃貸事業
オカモト通商株式会社	45 ^{百万円}	100 %	当社製品の保管輸送

(注) 上記議決権比率は、子会社の保有する議決権も含めております。

(6) 主要な事業内容

(2025年3月31日現在)

事業の区分	事業内容 (主要製品)
産業用製品	プラスチックフィルム、農業用フィルム、ビニルレザー、壁紙、自動車内装材、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブルコンテナ、食品用ラップ、食品衛生関連商品、食品用脱水・吸水シート、研磨布紙、OA器材部材
生活用品	コンドーム、カイロ、炊事用手袋、作業用手袋、福祉用品、健康用品、競技用自転車チューブ、除湿剤、医薬品、殺虫剤、スポーツカジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ、レジャー用品
その他	倉庫管理、運送、太陽光発電

(7) 主要な営業所及び工場等

(2025年3月31日現在)

当 社 本 社	東京都文京区
国内営業拠点	当社大阪支店(大阪府大阪市)、当社名古屋営業所(愛知県名古屋市)、当社福岡営業所(福岡県福岡市)、イチジク製菓株式会社(東京都墨田区)、オカモト化成品株式会社(東京都文京区)、理研コランダム株式会社(埼玉県鴻巣市)
海外営業拠点	Okamoto U.S.A.,Inc.(米国)、岡本(香港)有限公司(中国香港)、岡本貿易(深圳)有限公司(中国)
国内生産拠点	当社静岡工場(静岡県榛原郡)、当社茨城工場(茨城県龍ヶ崎市)、当社福島工場(福島県いわき市)、当社つくば工場(茨城県牛久市)
海外生産拠点	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC(米国)、Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.(タイ王国)、Siam Okamoto Co.,Ltd.(タイ王国)、広東岡本衛生科技有限公司(中国)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,704 名	71 名 減

② 当社の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,165 名	17 名 増	40.2 歳	15 年 9ヶ月

- (注) 1. 上記の他、311 名の臨時従業員がおります。
2. 従業員数に執行役員は含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

(2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,900百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,000百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	300百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	138百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式総数(自己株式を除く) 17,336,117株

(注) 上記より控除した自己株式数 563,250株

(3) 株主数 5,629名

(4) 上位10名の株主

(2025年3月31日現在)

	株 主 名	持 株 数	持株比率
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,494千株	8.62%
2	明治安田生命保険相互会社	1,485千株	8.57%
3	丸 紅 株 式 会 社	1,442千株	8.32%
4	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	863千株	4.98%
5	有 限 会 社 八 幡 興 産	706千株	4.07%
6	や よ い 会	646千株	3.73%
7	BNP PARIBAS MADRID/2S/ JASDEC/SPANISH RESIDENTS/ UCITS ASSETS	519千株	3.00%
8	損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	488千株	2.82%
9	株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	449千株	2.59%
10	オ カ モ ト グ ル ー プ 社 員 持 株 会	304千株	1.76%

(注) 1. 信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,494千株

株式会社日本カストディ銀行 449千株

2. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数に対する割合です。

3. 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当期においては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に対して2,000株交付しております。

3. 会社役員に関する事項
(1) 取締役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	岡 本 良 幸	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	岡 本 邦 彦	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	岡 本 優	海外部、資材部、汎用プラスチック製品部、 機能プラスチック製品部、農業資材部、シューズ製品部、 物流管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	田 中 祐 司	総務部、お客様相談室、薬事部、大阪支店、名古屋営業所、 福岡営業所担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	池 田 佳 司	静岡工場長、九州グラビヤ印刷株式会社代表取締役社長
取 締 役	相 澤 光 江	弁護士、株式会社コジマ社外取締役監査等委員
取 締 役 (監査等委員)	高 島 寛	
取 締 役 (監査等委員)	深 澤 佳 己	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	荒 井 瑞 夫	公認会計士、税理士

- (注) 1. 当期中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の異動
 就任 池田佳司（2024年6月27日就任）
 2. 当期中の監査等委員である取締役の異動
 就任 高島 寛（2024年6月27日就任）
 退任 有坂 衛（2024年6月27日退任）
 3. 取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は社外取締役であります。
 4. 監査等委員深澤佳己氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであり、監査等委員荒井瑞夫氏は公認会計士・税理士資格を有しており、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査等委員高島寛氏は当社の経理・財務等の会計業務に携わり、その豊富な知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できる適切な人材であるため、常勤監査等委員に選定しております。
 6. 当社は取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	土屋洋一	つくば工場長
常務執行役員	田中健嗣	システム戦略部、技術全般担当
常務執行役員	野寺哲生	車輛資材部担当
常務執行役員	久米孝之	医療品部、生活用品部担当
常務執行役員	佐藤篤史	茨城工場長、福島工場長
執行役員	山崎 実	人事部長
執行役員	谷口雄二	経営管理室長、Okamoto North America,Inc.取締役社長、Okamoto U.S.A.,Inc.取締役社長
執行役員	佐藤達也	手袋・メディカル部長
執行役員	伊藤延之	粘着製品部長
執行役員	内山祐之	建装部長
執行役員	細谷久雄	経理部長
執行役員	若林茂孝	機能プラスチック製品部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は当社と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、全ての取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意又は重要な過失があった場合の補償金等は補償の対象外としております。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するもので、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお、本保険契約の被保険者には、当社執行役員及び国内子会社役員も含まれております。

(5) 会社役員の報酬等に関する事項

① 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会にて決議しております。

当社の取締役の報酬等は、役位・職責を基準としながら、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を持たせるべく、業績及び中長期的な企業価値に見合った報酬体系としており、また優秀な人材を確保・維持できるよう、他社水準を考慮して定めることを基本方針とします。個人別の取締役の報酬額の決定に際しては、役位・職責と成果を踏まえた適正な水準とすることを方針とします。

また当社は、委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬等は、同委員会の答申を受けて、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長執行役員が決定することで、恣意性を排除したより透明性の高い手続を経て決定することとしております。その報酬は、業務執行を行う取締役については、賞与相当額を含めた固定報酬を支給する「基本報酬」と、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」から構成します。経営監督機能を担う社外取締役、及び業務執行から独立した立場で経営全般の監督機能等を果たす監査等委員である取締役については、基本報酬のみの支給とします。また、短期的な利益や株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬は、いずれについても採用いたしません。

② 業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

a.基本報酬に関する方針

業務執行を行う取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役。以下、「業務執行取締役」といいます。）の報酬のうち、賞与相当額を含めた固定報酬である基本報酬は、月払いを基本とし、賞与相当額は年数回払いとします。個別の業務執行取締役の基本報酬は、その役位・在任年数・他社水準等を基準としながら、目標達成度や経営基盤構築、環境を含めたサステナビリティ経営への貢献などを定量的・定性的に評価し、賞与相当額として一定のインセンティブを付与して決定する仕組みといたします。

b.非金銭報酬に関する方針

業務執行取締役については、基本報酬のほかに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有をより進めることを目的として、一定の譲渡制限期間の付された当社の普通株式である「譲渡制限付株式報酬」を非金銭報酬として支給します。当社は、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を割当てするための金銭債権を業務執行取締役に支給し、業務執行取締役は、当該金銭債権を現物出資の方法で当社に払込むことで、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。個別の業務執行取締役に割当てられる譲渡制限付株式の個数は、株主総会にて承認された範囲内とします。

c.個人別の報酬等の内容の決定方法

業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたって、代表取締役社長執行役員が、各取締役の基本報酬額及び非金銭報酬額の原案を作成し、委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会から上記原案について答申がなされ、取締役会で総合的な議論がなされます。代表取締役社長執行役員は、その答申や議論を尊重しながら、取締役会からの委任に基づき、業務執行取締役の個人別の具体的報酬額等を決定いたします。

d.報酬等の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において検討を行い、基本報酬と非金銭報酬の比率として、97対3から89対11の範囲内となることを、おおよその目安としています。

e.個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に対し、各取締役の役割や責任の範囲を明確化し、当社グループ業績への寄与度や経営基盤・サステナビリティ経営への貢献度等を評価したうえで、個人別の報酬等の内容の原案を作成すること、その原案を委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得て、取締役会で総合的に議論することを求めています。これらの手続を経ることにより、業務執行取締役の個人別の報酬等の額には、指名・報酬委員会の答申の結果、及び取締役会の意向が反映されることとなるため、取締役会では、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査等委員である取締役及び社外取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

監査等委員である取締役及び社外取締役からなる非業務執行取締役に対する報酬等は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容・専門性・経験等を重視して決定する固定報酬のみの月払いの仕組みとしております。監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会における各委員の貢献度を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会で決議され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は年額344百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）となっており、同定時株主総会決議における役員数は15名（うち社外取締役1名）となっております。また、同定時株主総会決議により監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額46百万円以内となっており、同定時株主総会における役員数は3名（うち社外取締役2名）となっております。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役を除いた業務執行取締役については、2024年6月27日開催の第128回定時株主総会において、上記金銭報酬のほかに非金銭報酬として、年額50百万円以内、年10,000株以内とする譲渡制限付株式を割当てするための金銭報酬債権を支給することが決議されており、同定時株主総会における業務執行取締役の員数は5名となっております。

⑤ 取締役の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会にて、代表取締役社長執行役員である岡本邦彦に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の具体的内容の決定を委任する旨決議しており、代表取締役社長執行役員が、当該決議に基づき、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額の範囲内において、各取締役の個人別の基本報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く経営環境や経営状況等を最も熟知し、俯瞰しながら各取締役の職責における評価を客観的に行うのには代表取締役社長執行役員が最も適任であるとの考えに基づくものですが、更に恣意性を排除して、より透明性を高めるために、上記のとおり、指名・報酬委員会による答申、及び取締役会における議論の内容が、報酬等の額に反映される仕組みをとることとしております。

⑥ 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		摘要（総会決議の内容）	
			基本報酬	非金銭報酬等		
取 締 役（監査等委員を除く）	7名	218百万円	211百万円	7百万円	年額	394百万円以内
（うち社外取締役）	（1名）	（7百万円）	（7百万円）			（20百万円以内）
取締役（監査等委員）	4名	32百万円	32百万円	-	年額	46百万円以内
（うち社外取締役）	（2名）	（13百万円）	（13百万円）			
合計	11名	251百万円	243百万円	7百万円		

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬等の額は、2024年6月27日開催の第128回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。
2. 上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当該事業年度に費用計上した額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 相澤 光江

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係

TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。

なお、当社と同事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬金額は兼職先の売上高及び当社連結売上高の各1%未満であります。

2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社コジマ社外取締役監査等委員を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての客観的専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

② 監査等委員 深澤 佳己

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係

深澤法律事務所の弁護士であります。

なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会16回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

③ 監査等委員 荒井 瑞夫

1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係

荒井公認会計士事務所の公認会計士及び税理士法人みずほの税理士であります。

なお、当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会16回中15回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支 払 額
①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、「①項目別の監査工数を前年度と比較し、増減内容が適切か、監査報酬の変動額・変動割合が合理的か確認をして、見積りの妥当性を検討した」及び「②監査の有効性・効率性に配慮し、監査計画に基づいたスケジュールと報告期限は遵守されているか四半期ごとにおいて進捗状況の確認をした」結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として2百万円があります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査等委員会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務実施状況を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する選解任等に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識

識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系（企業使命・経営理念・行動基準）としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることといたします。

- ② 当社の取締役は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
- ③ 代表取締役社長執行役員をコンプライアンス統括責任者とするサステナビリティ委員会を設置し、管理部門担当役員等をメンバーにして当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓発に努めてまいります。
- ④ 当社グループは、内部通報制度（オカモト・ホットライン）を開設し、コンプライアンス上疑義がある行為が行われていることを発見したときは通報しなければならないと定めております。通報内容への対応については通報内容を検討し、人事部長が内部調査を実施して、その対応を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めてまいります。
- ⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役社長執行役員以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めてまいります。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
 - ア) 株主総会議事録と関連資料
 - イ) 取締役会議事録と関連資料
 - ウ) 執行役員会議事録と関連書類
 - エ) 取締役が主催する重要な会議記録及び指示事項
 - オ) 内部者取引（インサイダー取引該当）に係る重要な文書
 - カ) その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
 - キ) 個人情報保護法上の個人情報に該当する情報

- ② 会社としての重要書類は、情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、その管理・保管方法については継続的に、教育・啓発を行うとともに見直しをしてまいります。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクマネジメントとして、外部有識者の意見を取り入れてサステナビリティ委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、サステナビリティ委員会を機動的に開催しています。サステナビリティ委員会の内容は取締役会及び執行役員会に報告され、当社グループとしてのトータルリスクマネジメント体制を構築いたします。
- ② サステナビリティ委員会のもと、当社及び子会社において、工場部門・営業部門・管理

部門ごとに、担当役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、部門別のリスクマネジメントに取り組んでまいります。

- ③ 当社及び子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ＩＴシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。また係るリスクの高い地区及び業務については、都度、保険契約の見直しを実施いたします。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則月１回以上開催し、グループ全体の経営方針その他経営上の重要事項につき協議するとともに、執行役員会にて検討すべき課題ないし実施すべき施策等について決定いたします。また執行役員兼務取締役が執行役員会の議題及び審議の内容等について報告するとともに、その他の執行役員及び重要な使用人を出席させて報告させ、又は意見を述べさせることで、現場の把握、情報の共有に努めております。
- ② 執行役員会を原則月１回以上開催し、取締役会が決定した会社の方針に基づき、業務執行を行ってまいります。
- ③ 当社グループの事業部門は、㊦事業者向け製品の産業用製品事業、㊧消費者向け製品の生活用品事業、㊨その他事業の３部門に分かれております。各部門の相互関連性は必ずしも密接不可分ではないため、部門ごとに年度単位の部門運営方針及び長期販売計画を立て、その業績を全社統一的な指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月１回、各部門がそれぞれの業績を報告し、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えること等により、効率の良い業務執行に努めてまいります。

5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務報告の適正性の確保は経営の根幹であることを認識し、会計原則を遵守し、適正かつ迅速な財務報告を実施するための内部統制システムの構築及び運用の重要性について、役職員に周知徹底します。
- ② 職務分掌や稟議・決裁手続を明確化し、権限と責任の適切な分担を行います。内部監査部門として経営管理室を設置し、同部門が財務報告に係る内部統制について監査を行うことを中核として、当社及び当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査等委員及び会計監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。

6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社全てに適用する経営の基本方針及び行動指針を定めるとともに、当社グループ各社の諸規程の整備及び職務権限と責任の明確化等を徹底させています。
- ② 当社執行役員が子会社の取締役を兼務することで、当社の取締役会及び執行役員会のリスクマネジメントの考え方及び施策を子会社の運営に直結させるとともに、当社の執行役員は、担当部門の子会社の運営状況及び対処する課題等を報告しております。
- ③ 経営管理室は、内部監査部門として当社グループ各社の内部統制の構築及び運用指導を行い、各子会社と連携して、当社グループ全体としての内部統制の再構築を進めてまいります。
- ④ 当社グループ会社全てに適用する内部通報制度（オカモト・ホットライン）を設けて、

これを公益通報者保護法の定めに従って運用するとともに、グループ会社についても周知徹底を図ることにより、コンプライアンス体制の確保に努めてまいります。

- 7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査等委員の職務を補助する使用人を置くものといたします。
 - ② 当該使用人は監査等委員の指揮命令に従い、その任命・異動・評価・懲戒は、監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。
 - ③ 監査等委員の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して、当社各部門が協力する体制を構築いたします。
- 8) 監査等委員への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社の経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員に報告いたします。監査等委員は、取締役会・執行役員会・月曜会に出席するとともに、サステナビリティ委員会にも出席して、必要に応じて取締役・執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
 - ② 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度、把握できる体制を敷くなど、監査等委員への情報提供を強化してまいります。
 - ③ 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取り扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- 9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査等委員は、職務の執行上必要となる費用について、当社からその費用の前払い及び償還を受けることができるものといたします。
- 10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員が、重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査等委員への情報提供を強化いたします。
 - ② 当社監査等委員の過半数は独立社外取締役とし、対外的な透明性を確保するとともに、弁護士・公認会計士の外部有識者の立場にて監査・アドバイスを実践いたします。
 - ③ 当社監査等委員は、当社グループの各社監査役及び当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実践する体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室は、法令や定款・社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していく他、監査等委員会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合には更に追加して内部監査を行ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 業務執行の効率性向上に関する事項
 - ・取締役会を本社又は各工場において、毎月開催し、経営計画・予算策定、設備投資等、経営上の重要事項について審議を行っております。
 - ・取締役会では、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループ全体・各事業・各事業部・各子会社それぞれにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。
- ② コンプライアンスに関する事項
 - ・情報管理規程を制定し、重要書類・情報の保存、管理の徹底を図っております。
 - ・「行動基準」を制定するとともに、全従業員及び子会社の幹部に対し、法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しております。
 - ・「行動基準」は当社ホームページに、コンプライアンス規程はイントラネットにそれぞれ掲載して、その周知を図るとともに、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施しております。
 - ・当社グループ全体の、内部通報・相談窓口として「オカモト・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して、不正行為等の未然防止に努めております。
- ③ リスク管理に関する事項
 - ・経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定するとともに、サステナビリティ委員会を定期的開催して、当社グループ全体としてのリスクの抽出・把握・評価・対応策の実施等を行っております。
 - ・サステナビリティ委員会の活動内容については、都度、取締役会及び執行役員会に報告しております。
- ④ グループ管理に関する事項
 - ・子会社代表取締役から定期的に子会社の経営状況等の報告を受ける体制を整え、その体制に従い、子会社に関する重要事項（事業運営等・コンプライアンス・リスク管理に関する事項）が、当社へ定期的に報告されております。
 - ・当社内部監査部門である経営管理室は、年度監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果は取締役会及び執行役員会に報告しております。
- ⑤ 監査等委員会の監査に関する事項
 - ・当社の経営管理室は、内部監査部門が行った監査結果及び「オカモト・ホットライン」の通報・相談状況について、当社監査等委員会に報告しております。
 - ・監査等委員は、取締役会の他、経営会議など社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。
 - ・監査等委員は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施して意見交換を行い、取締役に対する職務執行の監査の実効性を高めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株主の在り方として、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

② 不適切な支配の防止のための取り組み

資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案又はこれに類似する行為がなされることがあります。

これらの大規模な買付行為や買付提案のなかには、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断いたします。

当社は、第111回定時株主総会（2007年6月28日開催）の決議をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、第114回定時株主総会（2010年6月29日開催）、第117回定時株主総会（2013年6月27日開催）、第120回定時株主総会（2016年6月29日開催）、第123回定時株主総会（2019年6月27日開催）にて継続してまいりました（継続後のプランを以下「本プラン」といいます）。また、当社は、本プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2022年5月13日開催の取締役会において、本プランを一部修正したうえで、2022年6月29日開催の第126回定時株主総会において本プランを継続することを決定いたしました。

本プランは、当社が発行する株券等について、（ア）自己の保有割合が20%以上となる場合、もしくは（イ）自己及びその特別関係者の所有割合の合計が20%以上となる場合のいずれかに該当する買付その他の取得（以下、あわせて「大規模買付行為」といいます。）が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に大規模買付行為の情報提供を要請するとともに、取締役会の恣意的な判断を防止し、適正に運用されるよう独立委員会の設置を義務づけております。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定められたルールを遵守しない場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かについての勧告を行うものいたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することいたします。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

上記方針の目的は、当社議決権割合が20%以上となる大規模買付行為が、企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものであるか否かについて株主の皆様にご判断いただくための情報と時間を確保したうえで、取締役会として、大規模買付者等と協議・交渉し、意見や代替案等を提示するためのものであります。

従って、これらの施策は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

更に、本プランは経済産業省及び法務省の2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、経済産業省の企業価値研究会による2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえ、(ア)株主共同の利益の確保・向上を目的とし、株主意思を反映する手続を定めていること、(イ)社外者のみから構成される独立委員会の判断が最大限尊重されとともに、外部の専門家の意見聴取ができるとされていること、(ウ)有効期間満了前でも株主総会によりいつでも廃止し得ること等の理由から、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを基本方針としております。

(注) 事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	89,348	流 動 負 債	36,945
現 金 及 び 預 金	41,337	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	23,888
受 取 手 形	1,167	電 子 記 録 債 務	3,288
売 掛 金	16,952	短 期 借 入 金	2,324
電 子 記 録 債 権	8,270	未 払 法 人 税 等	1,502
商 品 及 び 製 品	11,349	賞 与 引 当 金	1,059
仕 掛 品	2,929	そ の 他	4,881
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,723		
そ の 他	2,674	固 定 負 債	14,724
貸 倒 引 当 金	△55	長 期 借 入 金	1,014
		繰 延 税 金 負 債	6,548
固 定 資 産	56,785	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,466
有 形 固 定 資 産	21,818	そ の 他	695
建 物 及 び 構 築 物	6,758	負 債 合 計	51,669
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,595	(純 資 産 の 部)	
土 地	8,401	株 主 資 本	70,519
建 設 仮 勘 定	654	資 本 金	13,047
そ の 他	409	資 本 剰 余 金	1,269
無 形 固 定 資 産	2,569	利 益 剰 余 金	58,855
投資その他の資産	32,397	自 己 株 式	△2,652
長 期 性 預 金	800	その他の包括利益累計額	23,837
投 資 有 価 証 券	30,979	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,254
繰 延 税 金 資 産	180	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
そ の 他	439	為 替 換 算 調 整 勘 定	5,892
貸 倒 引 当 金	△1	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	688
資 産 合 計	146,134	非 支 配 株 主 持 分	107
		純 資 産 合 計	94,464
		負債及び純資産合計	146,134

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4月 1日～2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目					金 額	金 額
売上	上	原	高			109,107
販	上	利	価			85,193
	費	一	益			23,913
	及	般	費			15,212
	業	管	益			8,701
営業	業	理	益			
受取	外	収	息	87		
受取	配	当	金	1,133		
不	産	賃	料	657		
そ	の	貸	他	181		2,059
営業	外	費	用			
支払	賃	利	息	33		
不	産	貸	費	138		
為	替	差	損	436		
持分	法	よ	投	3		
公	開	る	資	148		
そ	買	関	連	236		996
	の		費			
経	常	利	益			9,764
特	別	利	益			
固	資	産	却	38		
投	有	価	却	1,221		1,259
特	別	損	却			
固	資	産	除	43		
減	損	除	損	1,065		
投	有	価	却	189		
そ	の		損	4		1,303
			他			
税金等調整前当期純利益						9,721
法人税、住民税及び事業税					2,901	
法人税等調整額					115	3,016
当期純利益						6,704
非支配株主に帰属する当期純利益						30
親会社株主に帰属する当期純利益						6,674

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4月 1日～2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024 年 4 月 1 日 残 高	13,047	567	55,612	△2,437	66,790
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,445		△2,445
親会社株主に帰属する当期純利益			6,674		6,674
自 己 株 式 の 取 得				△1,044	△1,044
自 己 株 式 の 消 却		△801		801	-
自 己 株 式 の 処 分		5		28	34
連 結 範 囲 の 変 動			△191		△191
利益剰余金から資本剰余金への振替		795	△795		-
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		701			701
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	701	3,242	△215	3,729
2025 年 3 月 31 日 残 高	13,047	1,269	58,855	△2,652	70,519

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2024 年 4 月 1 日 残 高	18,030	△0	3,779	59	21,868	2,921	91,581
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,445
親会社株主に帰属する当期純利益							6,674
自 己 株 式 の 取 得							△1,044
自 己 株 式 の 消 却							-
自 己 株 式 の 処 分							34
連 結 範 囲 の 変 動							△191
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
連結子会社株式の追加取得による持分の増減							701
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△776	3	2,112	629	1,968	△2,814	△846
連結会計年度中の変動額合計	△776	3	2,112	629	1,968	△2,814	2,882
2025 年 3 月 31 日 残 高	17,254	2	5,892	688	23,837	107	94,464

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

オカモト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 達也

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 賀 恒一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカモト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2025年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	66,000	流 動 負 債	31,040
現 金 及 び 預 金	23,829	支 払 手 形	734
受 取 手 形	1,003	買 掛 金	19,855
売 掛 金	21,296	電 子 記 録 債 務	2,911
電 子 記 録 債 権	7,617	短 期 借 入 金	2,100
商 品 及 び 製 品	5,573	未 払 金	766
仕 掛 品	1,854	未 払 法 人 税 等	1,042
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,874	未 払 費 用	1,903
そ の 他	1,953	賞 与 引 当 金	956
貸 倒 引 当 金	△1	そ の 他	769
		固 定 負 債	14,505
固 定 資 産	58,082	長 期 借 入 金	1,000
有 形 固 定 資 産	16,847	繰 延 税 金 負 債	6,096
建 物 及 び 構 築 物	4,066	退 職 給 付 引 当 金	6,939
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,121	そ の 他	469
土 地	8,843	負 債 合 計	45,545
建 設 仮 勘 定	490	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	325	株 主 資 本	61,078
無 形 固 定 資 産	2,164	資 本	13,047
		資 本 剰 余 金	448
投資その他の資産	39,070	資 本 準 備 金	448
投 資 有 価 証 券	30,643	利 益 剰 余 金	50,029
関 係 会 社 株 式	8,064	利 益 準 備 金	2,864
そ の 他	363	そ の 他 利 益 剰 余 金	47,164
貸 倒 引 当 金	△1	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	173
		別 途 積 立 金	17,285
		繰 越 利 益 剰 余 金	29,705
		自 己 株 式	△2,446
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	17,459
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,458
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
資 産 合 計	124,083	純 資 産 合 計	78,537
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	124,083

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4月 1日～2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目					金 額	金 額
売 上						84,157
売 上						69,500
販 売 費						14,657
営 業 費						8,924
営 業 外 利 益						5,732
受 取 配 当 金					8	
受 取 配 当 金					5,178	
不 動 産 賃 貸 料					406	
そ の 他 用 意					123	5,716
営 業 外 利 益						
支 払 利 貸 費					27	
不 動 産 賃 貸 費					116	
為 替 差 損					321	
そ の 他 損 益					76	541
経 常 利 益						10,907
特 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益					1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益					583	584
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 却 損					41	
減 損 損 失					676	717
税 引 前 当 期 純 利 益						10,774
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					1,893	
法 人 税 等 調 整 額					129	2,022
当 期 純 利 益						8,751

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4月 1日～2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

（単位：百万円）

項目	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金				
					固定資産圧縮 積立金	別途 積立金		繰越利益 剰余金	
2024 年 4 月 1 日 残 高	13,047	448	—	2,864	181	17,285	24,186	△2,231	55,782
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△2,445		△2,445
当 期 純 利 益							8,751		8,751
固定資産圧縮積立金の取崩					△7		7		-
自 己 株 式 の 取 得								△1,044	△1,044
自 己 株 式 の 消 却			△801					801	-
自 己 株 式 の 処 分			5					28	34
利益剰余金から資本剰余金への振替			795				△795		-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）									-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△7	-	5,518	△215	5,295
2025 年 3 月 31 日 残 高	13,047	448	-	2,864	173	17,285	29,705	△2,446	61,078

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2024 年 4 月 1 日 残 高	17,929	△0	17,929	73,712
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,445
当 期 純 利 益				8,751
固定資産圧縮積立金の取崩				-
自 己 株 式 の 取 得				△1,044
自 己 株 式 の 消 却				-
自 己 株 式 の 処 分				34
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△471	0	△470	△470
当 期 変 動 額 合 計	△471	0	△470	4,825
2025 年 3 月 31 日 残 高	17,458	0	17,459	78,537

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

オカモト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカモト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第129期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて往査を実施し、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

オカモト株式会社 監査等委員会
監査等委員 高 島 寛 ㊞
監査等委員 深 澤 佳 己 ㊞
監査等委員 荒 井 瑞 夫 ㊞

監査等委員深澤佳己及び荒井瑞夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益処分に関する基本方針としております。

こうした基本方針のもと、2025年3月期末配当金は、1株あたり60円とし、既に実施している中間配当金と合わせて年間配当金は、1株あたり120円とさせていただく予定です。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり60円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は1,040,167,020円となります。

なお、中間配当金として60円をお支払しておりますので、当期の1株当たりの年間配当金額は120円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

また、新任社外取締役候補者 菅野百合氏につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再 任

おかもと よしゆき
岡本 良幸

性別：男性

生年月日

1949年10月23日生

所有する当社株式の数

220,580株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年 7 月 当社入社
1984年 2 月 当社海外事業部貿易二部長
1985年 6 月 当社取締役
1989年 6 月 当社常務取締役
2003年 7 月 当社専務取締役
2007年 6 月 当社代表取締役副社長
2011年 6 月 当社代表取締役社長
2018年 6 月 当社代表取締役会長
2019年 3 月 理研コランダム(株)非常勤取締役
2021年 6 月 当社代表取締役会長兼社長
2022年 6 月 当社取締役会長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社代表取締役社長及び会長を務め、当社の経営全般について豊富な経験と高度な見識を有しており、引き続き取締役会における重要な意思決定や執行・監督に十分な役割を果たして、当社の長期的な企業価値向上及びガバナンス体制の強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 2

再任

おかもと くにひこ
岡本 邦彦

性別：男性

生年月日

1979年5月24日生

所有する当社株式の数

182,354株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年4月 当社入社
2013年10月 当社海外部長
2015年3月 当社海外部長兼シューズ製品部長
2015年6月 当社取締役 海外部長兼シューズ製品部長
2017年6月 当社常務取締役
Okamoto North America, Inc. 代表取締役社長就任
2018年6月 当社専務取締役
2021年6月 当社代表取締役 副社長
2022年6月 当社代表取締役 社長執行役員
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、国内外の営業部門における幅広い知識・経験・人脈を有するほか、2022年6月からは当社代表取締役社長執行役員に就任して、事業全般に関する深い知識及び豊富なアイデアを有しており、その見識を当社の市場競争力の強化や海外成長戦略の構築・実践に活かしながら、引き続き当社グループの経営に強いリーダーシップを発揮することが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号 3

再任

おかもと まさる
岡本 優

性別：男性

生年月日

1977年7月4日生

所有する当社株式の数

73,956株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年10月 第二東京弁護士会弁護士登録
2013年 4月 当社入社
2015年 1月 当社経営管理室長
2017年 6月 当社取締役 食品衛生用品部長
2018年 6月 当社常務取締役 資材部、食品衛生用品部担当
2019年 6月 当社常務取締役 総務部、人事部、資材部担当
2021年 2月 当社常務取締役 総務部、人事部、資材部、お客様相談室担当
2021年 6月 当社専務取締役 総務部、人事部、資材部、お客様相談室、
建装部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所管掌
2022年 1月 当社専務取締役 静岡工場、総務部、人事部、資材部、お客様
相談室、建装部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所管掌
2022年 6月 当社代表取締役 専務執行役員
静岡工場、総務部、資材部、お客様相談室、建装部、
汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、
農業資材部、リサイクル推進室、シューズ製品部、物流、
大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所管掌
2023年 6月 当社代表取締役 専務執行役員
海外部、資材部、汎用プラスチック製品部、
機能プラスチック製品部、農業資材部、シューズ製品部、
物流管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士資格を有するほか、2022年6月に当社代表取締役専務執行役員に就任して、当社の各種事業を管掌することで、当社の経営全般にわたり豊富な経験と高い見識を有することから、引き続き当社の経営や意思決定に重要な役割を果たすことを期待して、取締役候補者いたしました。

候補者番号 4

再任

たなか ゆうじ
田中 祐司

性別：男性

生年月日
1964年12月29日生

所有する当社株式の数
2,941株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4 月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行
2016年 4 月 (株)みずほフィナンシャルグループ
リサーチ&コンサルティング業務部長
2017年 6 月 当社入社
2017年 7 月 当社総務部長
2018年 6 月 当社取締役 総務部長
2019年 6 月 当社取締役 海外部長
2019年 7 月 岡本貿易（深圳）有限公司代表取締役社長就任
2022年 6 月 当社取締役執行役員 海外部長
2023年 6 月 当社取締役 常務執行役員
総務部、お客様相談室、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所
担当
2024年 7 月 当社取締役常務執行役員
総務部、お客様相談室、薬事部、大阪支店、名古屋営業所、
福岡営業所担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関での経験を通じて、幅広い知識・経験・人脈を有しており、特に海外事業の強化及び管理部門における業務の効率化等の側面において多角的な視点からの発言・提案を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化されることが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

新 任

たなか けんじ
田中 健嗣

性別：男性

生年月日

1962年 6月22日生

所有する当社株式の数

913株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月 当社入社
2015年 7 月 当社茨城工場長
2016年 6 月 当社取締役 茨城工場長
2019年 6 月 当社取締役 静岡工場長
2020年11月 当社取締役 システム戦略部長
2021年 6 月 当社常務取締役 システム戦略部担当
2022年 6 月 当社取締役退任 常務執行役員
システム戦略部、技術全般担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、工場の生産部門における幅広い知識と経験を有しており、業務改革担当として社内システムの構築に携わった見識を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

新 任

菅野 百合

性別：女性

生年月日

1976年6月1日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年10月 弁護士登録
弁護士法人大江橋法律事務所入所
2007年 4 月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業入所
2016年 1 月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー（現任）
2021年 5 月 LMIグループ株式会社社外取締役（現任）
2023年11月 株式会社MUFGストラテジック・インベストメント
社外取締役（現任）
2023年12月 株式会社パトスロゴス社外監査役（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しているほか、他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識を有していることから、当社の業務執行から独立した客観的な立場で当社取締役会において的確な提言・助言を行うことにより、経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスが更に強化できることを期待して、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅野百合氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 菅野百合氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項による責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各取締役が選任された場合、当社は各取締役との間の当該補償契約を継続する予定であります。また、田中健嗣氏及び菅野百合氏が選任された場合には、当社は両氏との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

スキルマトリクス表

取締役		企業経営	事業戦略 営業	人事 人材開発	グローバル	ＩＴ	技術 研究開発	法務・ リスク管理	財務・会計	サステナ ビリティ
岡本良幸		○	○	○	○		○			○
岡本邦彦		○	○	○	○	○	○			○
岡本 優		○	○	○			○	○		○
田中祐司			○	○	○			○	○	○
田中健嗣			○			○	○			○
菅野百合	社外			○				○		
高島 寛		○						○	○	
深澤佳己	社外							○		
荒井瑞夫	社外								○	

(注) 1.上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

2.高島寛氏、深澤佳己氏、荒井瑞夫氏は、当社の監査等委員であります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

当社は、2007年6月28日開催の第111回定時株主総会の決議をもって、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、その後、プランを一部改定したうえで、2022年6月29日開催の第126回定時株主総会の決議をもって、これを継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期限は、2025年6月開催予定の第129回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2025年5月13日開催の当社取締役会において、現プランについては、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、所要の改定を行ったうえで更新（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。本プランへの更新につきましては、当社社外取締役3名を含む取締役全員により、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、賛成を得ております。また、本プランの実質的内容についての変更はありません。

なお、2025年3月31日現在の当社株式の状況につきましては、別紙1のとおりですが、2025年5月13日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。

I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の現在の事業内容だけでなく、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉について理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主の在り方については市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

しかしながら大規模な買付行為や買付提案のなかには、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断いたします。

Ⅱ. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

1. 企業価値及び株主共同の利益の向上実現に向けた当社の取り組み

当社及び当社グループ（以下「オカモト」といいます。）は「創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、当社に関係する人々により大きな満足を与えることをめざす」ことを企業使命とし、企業価値の向上を実現してまいりました。

その根幹は、製造業として常に新しい素材を探索してこれを活用する新しい技術を開発・習得すること、そしてお客様ニーズを把握しこれにお応えする製品を開発・供給することにより、その実現のため、長期にわたる原材料メーカーや研究機関との連携及びお客様としてのユーザーや消費者とのコミュニケーションを大切にまいりました。

また、オカモトは、企業グループとしての社会的責務を果たすため、定期的な地域住民との交流イベントの開催や児童向けの工場見学会の開催等によりコミュニケーションを図ることはもとより、自然災害の発生等、万が一の事態の際には生活インフラとしての役割を担うための準備を常に整えてまいりました。

このようにオカモトは、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員などの様々なステークホルダーとの友好関係の維持・発展に努めながら、素材の研究と技術の習得・向上を図り、更には事業会社の経営統合や事業の譲受等を経て、今日では多種多様な事業を展開するようになりました。オカモトの事業領域は、コンドーム、手袋、プラスチックフィルム、壁紙、自動車内装材、粘着テープ、食品包装用ラップ、カイロ、除湿剤、滅菌器、シューズ等と消費材から産業材まで多岐にわたるまで拡大し、こうした広範かつ複合的な事業展開を進めることが、更なる技術力の向上とグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

そして2024年2月には、オカモトが「ゴム・プラスチックの総合メーカー」一筋の長い歴史のなかで培ってきた高い信用、信頼に堅実にお応えしながら、あたりまえの暮らしの質を守り、革新し続けることで、人の、社会の、世界のお役に立ち続けるために存在する、という意味を込めて、「モノづくりの可能性から、身近な『うれしい』を暮らしと社会に造り続ける。」というパーパスを策定いたしました。

オカモトはこのパーパスのもと、引き続き、企業使命に基づく経営を実践し、事業を通じて社会に価値を創造し続けることによって、企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

2. オカモトが考える企業の在り方

オカモトは、1934年の創業以来、「蟹は甲羅に似せて穴を掘る」との創業の精神をまさに体現すべく、幾多の好景気においても堅実な経営を旨とし、製造業として素材についての研究と技術の追求に励みながら、決して現状に満足することなく、事業の譲受等を通じて事業の多角化を推進して、景気動向の影響を受けにくい組織づくりに努め、その持続的

成長を図ってまいりました。

この間オカモトが大切にしてきたことは、中長期的視点に立って収益向上を図りながら安定配当等による株主還元策を維持継続することのみならず、オカモトの従業員やその家族の生活の安定にも配慮すること、オカモトの製品によって人々の生活をより便利にし、生活環境をより豊かにすること、そしてサプライチェーン全体の健全かつ長期的な発展を期することでした。そのためには、単に新しい製品を世に送り出して短期的な収益を確保するだけでなく、供給後のアフターフォローを充実させ、長期にわたり供給責任を果たすことが極めて重要であると考えております。更には、地域社会の発展や自然環境を長期的に保護する取り組みにも配慮しながら、企業としての社会的使命を果たすことも、重要な責務であると考えております。

オカモトは、今後もこうした様々なステークホルダーとの友好的な関係の維持・発展に努めながら、中長期的な視野に立って企業価値と株主共同の利益の向上に努めてまいります。

3. 持続的成長と成長戦略

オカモトは、「ゴム・プラスチックの総合メーカー」として、人々の生活に不可欠な製品づくりに取り組んでまいりました。これからも、コンドームや医療用・食品加工用手袋やシューズといった人々の生活や健康に欠かせない製品、また、自動車内装材や壁紙や食品包装用フィルムといった人々の暮らしをより豊かなものにする製品を開発して、社会生活に貢献する製品づくりを続けてまいります。

そして、これらの製品づくりには、日々変化するトレンド、市場ニーズというものを常に的確に捉えながら、それに適合した製品を開発し、効率的に生産し、確実に供給することが欠かせません。そのためマーケティング活動の充実を図りながら、製品開発に必要な新素材の研究と新たな技術の開発にも努めてまいります。特に、グローバルで関心が高まっているサステナブルで環境に配慮した製品など、多様化する消費者ニーズを捉えて、機能性・加工性・デザイン性等に優れた高付加価値品の開発に努めてまいります。

4. コーポレートガバナンス体制

オカモトは、2016年に監査等委員会設置会社に移行するとともに、同年には社外取締役を合計3名選任して、少数株主保護や経営の透明性・健全性の確保に努めてまいりました。更に、2021年6月に東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスコード」が改訂されたこと、2022年4月4日より当社が東京証券取引所プライム市場上場企業となったことを踏まえ、2022年6月29日開催の当社第126回定時株主総会において、取締役全体に対する独立社外取締役の割合を3分の1に引き上げました。

また、同時に執行役員制度を導入し、執行と監督の役割分担、経営の意思決定の迅速化及び取締役会の実効性強化を図ってまいりました。

更に任意の「指名・報酬委員会」を設置し、委員会の委員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることにより、取締役の指名や後継者計画、取締役の待遇やあるべき報酬制度についての議論を進展させて、経営の透明化を図っております。

5. 今後の成長戦略（サステナブル経営）

オカモトは、祖業であるコンドームについて世界市場での更なるシェア拡大を推進するとともに、自動車や住宅といった人々の生活に不可欠な分野、半導体やスマートフォン等の最新の電子機器向け分野を中心に、機能やデザインを追求した新製品の開発や、バイオプラスチック等を活用した環境負荷低減製品の開発を進めて、その市場競争力の向上を図り、更に事業ポートフォリオの拡充とバランスのとれた設備投資計画を推進することで、景気動向等の外部環境に大きく左右されない長期安定的な収益力の確保を目指してまいります。

またオカモトは、気候変動の原因とされる地球温暖化対策、特にCO₂の削減が世界規模で喫緊の課題となっていることに鑑み、製造現場での再生可能エネルギーの積極的な活用と更なる省エネ活動を推進しながら、生産効率の改善を図るための設備投資により廃棄物削減に努め、また現行の太陽光発電事業の維持・発展を進めることにより、環境全般に配慮した持続可能な成長を図ってまいります。

これらの事業上の施策を重ねることによって長期的な収益力を維持・確保しつつ、他方で継続的な自己株式の取得と安定的な配当の実行を通じて、長期的視点での株主還元の充実を図ってまいります。

オカモトは、多数の投資家の皆様が長期的にオカモトへの投資をご継続いただくため、グループ全体の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるための取り組みとして、以上のような様々な施策を実施してまいります。そして、これらの取り組みは、上記Ⅰ.「会社の支配に関する基本方針」の実現にも資するものと考えております。

Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づ

き行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等のなかには、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要なかつ十分な時間や情報を提供することのないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なお判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支払に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた本プランを、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、次のいずれかに該当する行為（但し、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）をいい、大規模買付行為を行う又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。なお、大規模買付行為は、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為

② 特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為

③ 当社の特定株主グループが、特定の他の株主（複数である場合も含みます。）との間で行う行為であり、かつ、(i)その行為の結果、当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は(ii)当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（注4）（但し、(i) (ii)のいずれも、当社株券等につき当該特定株主グループの株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）（注5）

注1：特定株主グループとは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者

を含みます。以下同じとします。)

② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

③ ①又は②の関係者（(i)①もしくは②の特定株主グループのいずれかの者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行及び証券会社その他の金融機関を含む①もしくは②の特定株主グループのいずれかの者と実質的利害を共通にしている者、(ii)これらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(iii)①もしくは②の特定株主グループのいずれかの者が実質的に支配する、もしくはこれらの者と共同もしくは協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者）

注2：議決権割合とは、

① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者及び注1の③記載の者の保有株券等の数（同条項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。以下同じとします。）、

又は、

② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者並びに注1の③記載の者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計をいいます。

なお、各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：この関係の樹立の判断方法等

この関係が樹立されたか否かの判断は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株式等の買い上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当社特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響を基礎として行うものとします。

注5：この行為の判断方法等

この行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告の内容を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の③の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社特定株主グループ及び当該他の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益

を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、現プランと同様、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき独立委員会を設置いたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者のなかから選任いたします。現在の独立委員会は3名で構成されておりますが、2025年5月13日の取締役会において独立委員会委員候補者3名（2名再任、1名新任）を選任いたしました。本プランの継続決定後、独立委員会委員となる予定です。なお、独立委員会委員候補者3名の略歴は別紙3をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かについての勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することといたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものといたします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又は、これらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1)大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 代表者の氏名
- ⑤ 国内連絡先

- ⑥ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑦ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表するとともに、必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2)大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑦までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下、「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものいたします。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合その構成員を含みます。））の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）

③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し、情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から

合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜、合理的な期限を定めたうえで（最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限といたします。）、評価必要情報について追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わないときでも、大規模買付者との情報提供にかかる交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3)当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分かつ真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目

的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的な対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は、原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものといたします。

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、単に株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合

③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合

④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配

当をさせるかあるいは一時的 high 配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の high 値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(3)取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものいたします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに株主検討期間へ移行することといたします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものいたします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

株主総会が開催された場合、その終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

なお、大規模買付者に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行うことはありません。

(4)大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を、大規模買付行為待機期間といた

します。当該大規模買付行為待機期間中は、大規模買付行為は実施できないものといたします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後においてのみ開始できるものといたします。

(5)対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回若しくは変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けただうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、又は、新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅いたします。）の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものといたします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2)対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響・株主の皆様が必要となる手続

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることとは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続を講じることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面の提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は、当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は2028年6月30日までに開催される当社第132回定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①その後の当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、随時、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、また、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は、変更する場合があります。

Ⅳ．本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1．買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の趣旨も踏まえた内容となっております。

2．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ．1．「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものであります。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただき、その承認により発効することとしており、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向を反映する内容となっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 7. 「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式の大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、本プランは、スローハンド型買収への対応方針（取締役会構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

当社株式の状況（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数80,000,000株
2. 発行済株券等総数17,336,117株
3. 株主数5,629名
(単元株主数、自己株と保振除く)
4. 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数 千株	比率%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,494	8.62
明治安田生命保険相互会社	1,485	8.57
丸紅株式会社	1,442	8.32
株式会社みずほ銀行	863	4.98
有限会社八幡興産	706	4.07
やよい会	646	3.73
BNP PARIBAS MADRID/2S/ JASDEC/SPANISH RESIDENTS/UCITS ASSETS	519	3.00
損害保険ジャパン株式会社	488	2.82
株式会社日本カストディ銀行	449	2.59
オカモトグループ社員持株会	304	1.76

(注) 信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,494千株
株式会社日本カストディ銀行 449千株

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者のいずれかに該当する者のなかから、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

(略歴)

深澤 佳己 1967年11月7日生
 1993年 司法試験合格
 1996年 4月 弁護士登録
 深澤法律事務所入所（現任）
 2004年 6月 当社社外監査役
 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

(略歴)

荒井 瑞夫 1945年9月16日生
 1976年 3月 公認会計士登録
 1976年 9月 税理士登録
 1983年 8月 荒井公認会計士事務所開設（現任）
 1990年 4月 國學院大學経済学部非常勤講師
 2006年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役
 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2019年 1月 税理士法人みずほ開設 同代表社員（現任）

(略歴)

菅野 百合 1976年6月1日生
 2003年 10月 弁護士登録
 弁護士法人大江橋法律事務所入所
 2007年 4月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業入所
 2016年 1月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー（現任）
 2021年 5月 LMIグループ株式会社社外取締役（現任）
 2023年 11月 株式会社MUFGストラテジック・インベストメント
 社外取締役（現任）
 2023年 12月 株式会社パトスロゴス社外監査役（現任）
 2025年 6月 当社社外取締役（予定）

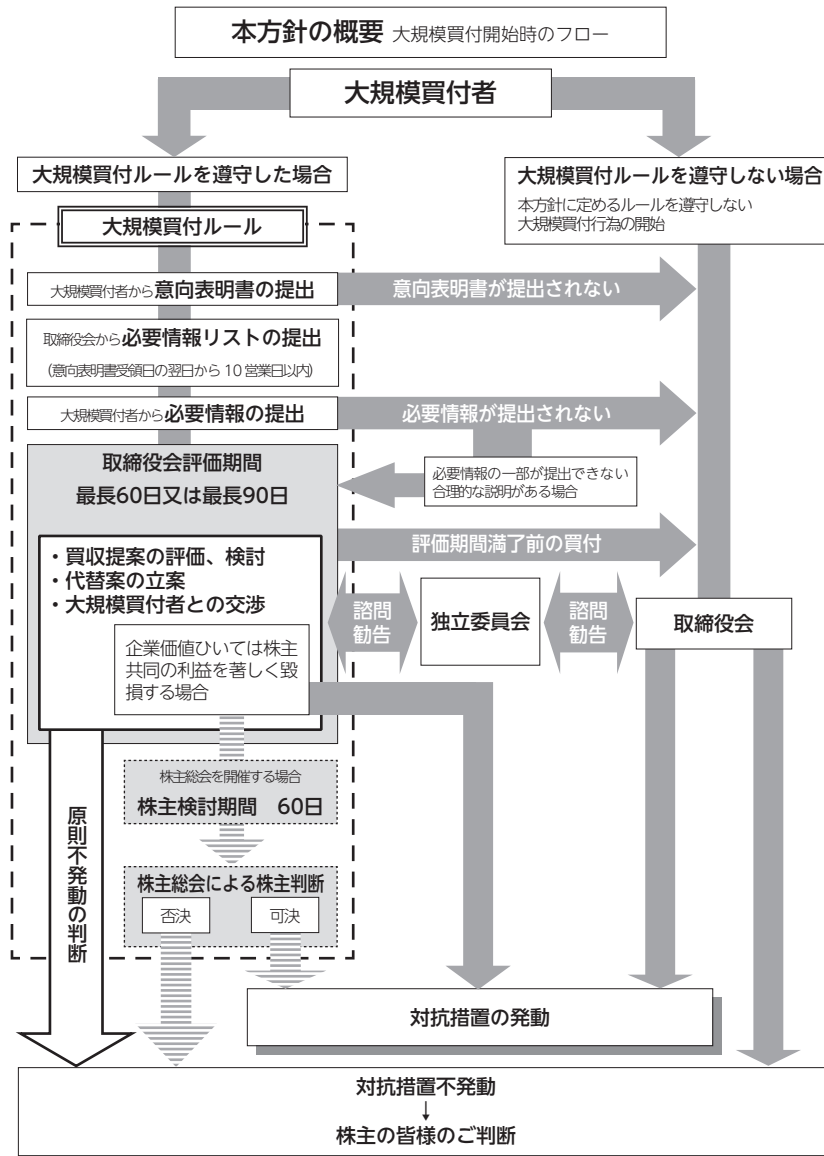
以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、必要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

(参考資料)

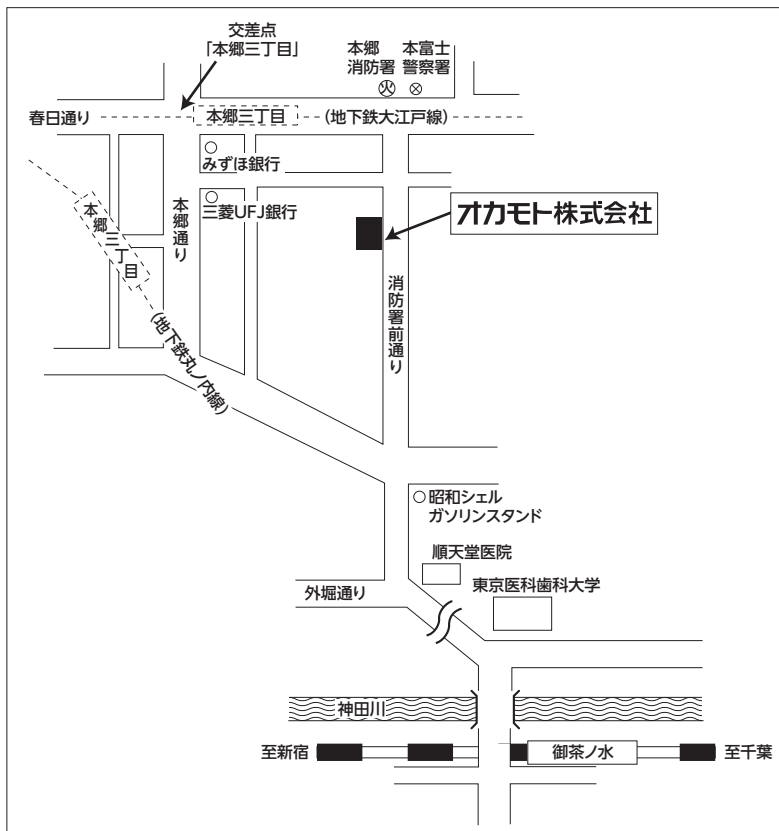


(注) 本図は、本方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以 上

株主総会会場ご案内図

[会場] 東京都文京区本郷3丁目27番12号
当社本社ビル1階



(最寄駅)

- ・地下鉄……丸ノ内線、大江戸線（5番出口）
本郷三丁目駅下車徒歩約6分
- ・J R……御茶ノ水駅下車徒歩約15分